

国土交通省告示第二百七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成17年 3月 16日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 農林水産大臣

第2 事業の種類 西関東土地改良調査管理事務所庁舎建設事業

第3 起業地

- 1 収用の部分 静岡県菊川市柳一丁目地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、静岡県菊川市柳一丁目地内における約1,500㎡の土地を起業地とする「西関東土地改良調査管理事務所庁舎建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

西関東土地改良調査管理事務所（以下「本件事務所」という。）は、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第3条第46号及び第18条第1項第1号並びに農林水産省組織規則（平成13年農林水産省令第1号）第272条第1項の規定により、西関東地域（神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県の区域をいう。以下同じ。）における国営土地改良事業の実施に関する調査及び当該事業により造成された施設の管理に関する事務を行う事務所として、農林水産省の事務が分掌された機関である。

本件事業は、国（農林水産大臣）がその事務の用に供する施設である本件事務所の庁舎を移転新築する事業であることから、法第3条第31号に掲げる国が設置する庁舎に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第92条及び農林水産省組織規則第272条第1項の規定により、農林水産省の地方支分部局である関東農政局に設置された本件事務所の庁舎を移転新築する事業であり、起業者である農林水産大臣は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

西関東地域における農業生産の状況は、果実の農業粗生産額が全国の約20%を占めるなど、全国的な優良果樹産地となっており、本件事務所は、当該地域における国営土地改良事業の実施に関する調査計画及び当該事業により造成された農業水利施設に関する機能診断、保全計画、更新計画の立案、水利権協議等の管理事務を行っている。

しかしながら、現庁舎は、耐震構造ではなく、保管資料の増加やOA機器の拡充、情報公開への対応等に要する場所の確保に伴い、事務作業、会議等を行う場所が不足し、本件事務所の業務の円滑な遂行に支障を来している状況にあり、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年3月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定。以下「算定基準」という。）に基づく庁舎面積599㎡と比較しても、429㎡と7割程度の面積しかない。

本件事業の完成により、耐震構造を有する庁舎が建設され、十分な執務場所が確保されることから、本件事務所の業務の円滑な遂行に寄与するとともに、災害発生時にも本件事務所が管内の農業水利施設の管理拠点として十分な機能を発揮することが可能となることが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業により建設される本件事務所の庁舎面積は、算定基準に基づき、各室の使用実態に応じた必要面積、間取り等を勘案して決定されており、本件事業の事業計画は、算定基準に適合していると認められる。

本件事業については、現庁舎が民間建物の一部を賃借して設置されたものであることから、現庁舎の増築等による拡張は事実上不可能であり、また、恒久的な使用等の観点から、本件事務所の庁舎を移転新築することとしている。

本件事業に係る起業地については、本件事務所の管轄区域及び事務の内容を踏まえ、国営土地改良事業地区の多い静岡県内において、当該地区へのアクセス及び現庁舎との継続性を考慮して菊川市を選定している。また、市内において、市

役所等関係機関の位置、交通の利便性、起業地の規模及び事業費を考慮して選定した3つの候補地について、社会的、経済的観点から総合的に検討した結果、事業費が少なく、交通の便がよい本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現庁舎は、3(1)で述べたように事務作業、会議等を行う場所が不足し、本件事務所の業務の遂行に支障を来している状況にあることから、できるだけ早期に本件事業の完成を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 静岡県菊川市役所